

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○安住委員長 これにて吉川君の質疑は終了いたしました。

○階委員 立憲民主党の階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛君です。  
今日は財務大臣中心にお伺いしたいと思っておりますが、せつかくの機会ですので、男女共同参画担当大臣と平国務大臣にもお話を伺いたいと思います。

我々、百三十万の壁を越えて配偶者の扶養から外れ、社会保険料の負担で手取りが激減する問題について取り組んできました。この手取り減少分を給付で埋めて、手取りを右肩上がりにする提案を行っています。

この提案に対し、石破首相は、税金で補填することが公平なのか、財源をどうするのか、そんな問い合わせられました。

一方、石破首相は、昨年の御地元での講演で、夫は働き妻は家庭という意識が地方から東京圏への女性流出の原因となつていてることを指摘されました。百三十万の壁による働き控えで夫の

扶養から外れないようにすることは、まさに夫は働き妻は家庭という意識を固定化するものではないでしようか。地方創生にとつても女性活躍につつてもマイナスです。

これを変えるために、百三十万の壁対策のために給付を行うために、税金を投入するべきではないかと思いますが、男女共同参画大臣の見解を伺います。

○三原国務大臣 一般論として、女性のキャリア形成ですとかライフスタイルの選択に及ぼす影響が中立的な制度、慣行を構築して、女性は働くとしても家計の補助であるという意識を変えていくこと、これは女性の経済的自立を実現するためにも大変意義があると考えております。

このため、政府におきましては、税制や社会保障制度につきまして、全ての人が希望に応じて働くことができる環境の実現に向け、関係省庁において不斷の見直しが行われていると承知しております。

委員御指摘のいわゆる百三十万円の壁につきましては、一定以上の収入となつた場合の社会保険料負担による手取り収入の減少を理由として就業調整をしている方が一定程度いらっしゃるということも承知をしております。

我々も、試算の前提は違いますが、約八千億円の税金投入で、一・七兆円ほど保険財政が改善するというふうに試算しています。

そこで、平国務大臣に対し、百三十万の壁対策のために給付に税金を投入することへの見解を伺いたいと思います。

○平国務大臣 所管大臣ではないので。

そのときのことをちょっとお話をさせていただきました、ちょうど一昨年の予算委員会であります。私の問題意識は百六万円の壁でありまして、私も会社の経営をしていたので、時給をどんどん上げろと言っている。一方で、そういう壁があるので、

ります。（階委員「質問に答えてください、百三十万円の壁の給付です」と呼ぶ）  
百三十万円の壁の対策に公費を投入することにつきましては、社会保険の制度趣旨、内容を踏まえて、その財源確保策と併せて、制度の所管省庁である厚生労働省において丁寧に検討される必要があると考えております。

○階委員 女性活躍と言いながらも、消極的な答弁でした。

平大臣にも伺いたいと思います。

資料につけております、五ページ目につけておりますが、過去の予算委員会で、平代議士も、年収の壁を一時的に給付したらどうかというような、我々と似たような提案を行つています。それによれば、給付のために約六千億円の財源がかかりますが、経済効果が二・九兆から四・七兆、社会保険財政は六千億円改善するということも言われております。

我々も、試算の前提は違いますが、約八千億円の税金投入で、一・七兆円ほど保険財政が改善するというふうに試算しています。

そこで、平国務大臣に対し、百三十万の壁対策のために給付に税金を投入することへの見解を伺いたいと思います。

働き控えが起きる。なので、時給を上げれば上がるほど、時間の抑制をしなければいけない。一年前の年末にかなり働き控えが起きましたので、一月の予算委員会で、ちょうどテレビ入りの予算委員会でありますたが、党にも何も諮詢らず、議論も経ず、私の個人のアイデアとしてそういう発言をさせていただきました。

その上で、岸田総理に、政権においては、それを真摯に取り上げていただき、今の年収の壁・支援強化パッケージにつながったというふうに思っております。

○階委員 では、更に伺いますけれども、今の強化パッケージ、大臣の当時提案したものよりもかなりしょぼいものになっていると思いませんけれども、これで十分だと思っていますか。

○平国務大臣 繰り返しになりますが、所管大臣ではありませんので。

私の当時の考えは、やはり、シンプルな仕組みがいいだろうというふうに思つておりました。なので、今の仕組みも、もつと使いやすい改革ができるべき更にいいなというふうに思います。

一方で、先ほど三原大臣からあつたように、社会保障の世界に財政を入れてくるのかという大きな整理の議論もありますので、その当時は、政府の方で検討して今の仕組みになつたので、年内に実現をしていただいたので、私は感謝をしています。

○階委員 それでは、もう一つ我々が公費を給付に充てるべきだと言つてあることがあります。それは、中小企業の正社員を増やした場合の社会保

険料の軽減措置です。

これについて、先ほどの石破首相の講演の中で、やはり、大事なことだということが言われていたと思います。これについてお聞きしたいんですけども、伊東大臣でよろしいですか、地方創生大臣。

石破首相が、非正規雇用の正規化の推進が大事だ、必要だというふうに言つていただけであります。でも、中小企業の正規雇用促進策への税金投入について地方創生のために必要だという総理の講演でしたけれども、どのように考えておりますか。

○伊東国務大臣 階議員の御質問にお答えします。観点からいっても極めて重要なものだと思つておりますし、私の周囲を見渡して、税金で調整をして、時間外で調整しているような方々も見受けたこともあるものでありますから、もう少しまとも、もう少し働きたい人が働けるようになればいいなという、そんな感想を当時持つたものであります。

ただ、この制度の趣旨からいきまして、税金で果たして社会保険料等々を含めて穴埋めするのが妥当かどうかとなると、また別なお話であろうというふうに思います。

○階委員 今、各大臣から御答弁がありました。総務大臣は、ちよつと時間の関係で別な論点についてお聞きしますので、ここは結構です。

それで、各大臣からお聞きしていく、やはり給付に対して我々が考えているような公費の投入に對して、なかなか消極的なんですね。これは非常に大きな考え方の違いだと思うんですけども、

政府の案は、百三十万の壁対策にしても、中小企業の社会保険料減免措置にしても、保険財政の枠内で足らざるところには補填するみたいな考え方、あるいは保険財政の中でもりくりして済ませるというようなやり方なんですが、それではなかなか問題の抜本的な解決にはならないだろうと私どもは考えておりまして、なおかつ、平大臣とのやり取りで先ほど申し上げたとおり、我々も財政負担が極力少なくなるように考えているわけですよ。例えば百三十万の壁対策では、八千億かかりますけれども保険財政には大きくプラスになるとか、八千億は当初かかりますけれども、これから賃金が上がっていけばどんどん給付額が少なくなつて最終的には五百億円ぐらいになるというような試算も出しております。

こうした費用の見積りに対する効果の大きさ、こうすることも考えますと、やはり税の投入といふのは前向きに考えていいのではないか、私は必要性と合理性が認められると判断しておりますが、財務大臣の見解をお願いします。

○加藤国務大臣 まず、どこを目指すのかという意味において、先ほどからもお話をさせていただいたように、いわゆる働き方に中立的な制度を構築をしていく、また、年収の壁を意識せずに働くことができる環境づくりを進める。これは大事なことだ。これは一致していると思います。

政府においては、被用者保険の適用拡大など必要な施策を講じてき、またこれからも講じようとしているところであります。

ちょっと試算の話は、今手元にないので、これ

はまた別の機会に議論させていただくとして、そもそもありますけれども、穴埋めとして公費を使うという考え方についての意見が多分違っているというふうに思います。

一つは、制度の対象となつて負担減となる方と、そうでない方、この事情の中でどうそれを公平と考えていくのかどうかということが一つあるんだと思います。

それから、社会保険料を公費で賄うということは、社会保険料というのは、御承知のように、給付と負担の関係になつていてるわけですね。ですから、負担をこれだけすれば給付をこれだけ受けることができる。ですから、年金の場合には、例えば滞納があつて払わなければ将来その分は年金額が下がる、こういう関係になつていてる。こういう状況の中で、まさにこれが相互扶助の考え方でありますけれども、そこに、負担の部分に一部公的負担を入れて下げるということは、どう公平の概念あるいはセイトウの概念からどう捉えるのか。もう一つが財源の話。ここは今、先ほどあつたように、試算によればというお話をありましたので、まさにその二点を中心に慎重な検討を要するとしておりましたし、そうしたことをベースに総理からも発言があつたものと承知をしておりま

す。

○階委員 財源については、そういうことで我々はちゃんと試算をして、コストパフォーマンスが合うということは示しております。それで、前段の公平性の話。これは政府の方も、我々のように公費を使った給付ではないんですが、

例えば百三十万の壁の対策ですが、本来だつたら保険料を払わなくちゃいけないけれども、一時的な収入変動だとということを事業主が証明して、保険者が認めれば、それで免除してあげる、これは公平と言えるんでしょうか。

また、中小企業の保険料の減免、社会保険料の減免ということでいえば、これも政府の、今回検討中の百六万の壁対策の中で、この間の委員会で私が指摘したとおり、百六万の壁が二十時間の壁に変わった結果、事業主の負担割合を増やすとその結果生じる負担割合の増加分をほかの人の保険料で穴埋めするみたいな提案が政府からされているわけですよ。これも私は公平に反すると思うんですね。だから、保険の中でやる分には公平が保たれて、国の税金で給付をする場合は公平が保たれない、このロジックが私には分かりません。むしろ、保険の方が、保険料を払っている人は、当初想定していたリスクのために保険料を払っているわけですよ。そのときに、いきなり、事業主の社会保険料負担の割合を今度増やすから、それを助けるために保険料を使いますと言われても、納得なんかできないじゃないですか。

保険料と違つて、税金は、共助ではなくて公助ですよ。そちらの方で我々が考えるような制度をつくつた方が、今政府がやつてある保険財政の中でやるよりはよっぽど公平も保てるし、制度のそもとの趣旨にも合つてゐると思うんですが、違いますかね。

○階委員 この問題、最後にしますけれども、ちよつと論点をクリアにしたいんです。

百三十万の壁が問題だ、あるいは中小企業の社会保険料の負担増が問題だというときに、何か支援策をしなくちゃいけないということでは政府も我々も共通だとと思うんですね。その支援策を講じるときに、我々は税による給付で支援すべきだということ、そして、政府は税ではなくて保険財政の中で支援すべきだということなんですよ。

これはどつちが公平なのかということなんですが、やはり国民の支出とそして使途がひもづかな税でやる方がより自由度は高いと私は思つていて、その方が国民の納得度も高いと思うんです。

○加藤国務大臣 今、キャリアアップ助成金のお話がありましたけれども、例えばキャリアアップ助成金については、継続的に労働者の収入を増加させる取組を行う事業主を支援する、こういった目的の中で賃上げ等の取組を行う事業主に対して支援をすることでありまして、直接、社会保険の適用の保険料の負担を補填するという目的ではない、そして、財源は事業主が負担する雇用保険料でやつて、こういった実態もあるところでございます。

保険財政の中ではやるとなると、本来支出するときには想定されていないところで保険料が使われるということで、公平感とか納得感は損なわれると思つうんですが、違いますかね。そこだけクリアにしてください。

○加藤国務大臣 今のは保険財政ですかね、百六万の話ですよね。要するに、百六万を超えるところにおいて、まさにいわゆる被用者保険の中に入つてくるわけですから、その中で、相互扶助という中で、そこはしていく。

しかも、ポイントは、まさにそれに対して企業が補うことによって、それを推進する、百六万より、より働くことを推進する、それに対する支援をしていく、そういう話でありまして、やはりそこには、問題は、ポイントは、推進をし、そして、より働きやすい、より多く働いていただく環境をつくっていく、そこにある。そして、それは、まさに保険の中でも、そうした制度そのものは、まさに保険制度そのものをしっかりと適用していただきということにもつながるわけですから、まさに保険の中でもうしたことを支援をしていく。そして全体として、保険制度の中、保険制度自体を充実するというか拡大していく、こういうことにつながっていくというふうに私の中では整理をしているところであります。

○階委員 税というのは本当に必要なところに使うべきものだと思ひますけれども、必要だということでラピダスには五兆円とか投じるわけじやないですか。それぐらい自由度が高いものについて、今喫緊の働き控え対策のために税を使うとか、物

価高であつたり賃金高であつて経営が厳しい中小企業の社会保険料負担の軽減のために使うというのではなくもつて合理的だし、必要不可欠だと私は考えますよ。ここで税を使わないんだつたら、何のために税はあるのかというふうに言わせています。

○階委員 じゃ、次の質問に移ります。

租税特別措置、これは、補助金とは違つて、全くもつて透明化が不十分だということを言わざるを得ません。

この租税特別措置なんですけれども、我々の政権、民主党政権のときに、租特透明化法というのを作つたわけです。それに基づいて、昨日、ちょうど、昨年度の租特の適用実態調査報告書というのが提出されました。これは、法人税関係で減税効果のある各租特について、上位十社の適用額が示されているんですが、今申し上げたとおり、どこの会社が適用されているのか、そこが不透明になつてゐるわけです。

租特透明化法を制定した民主党政権時と違つて、自民党政権の下では、企業献金によつて政策がゆがめられているという疑惑を国民党は抱いているわけですよ。この疑惑を払拭するためにも、今、法改正をして、上位適用先の社名を公表すべきではないか、このことを提案します。財務大臣、お願ひします。

○加藤国務大臣 まず、租税特別措置法の適用実態調査の報告書を先般も出させていただきました。租特の利用実態を明らかにして、政策の企画立案に役立てていくことが目的とされております。こ

うした目的に照らして、個別法人名まで公表する必要はないという整理が、租特透明化法の立法当時の平成二十二年、これは、当時、民主党政権下ではありましたけれども、決められたという経緯があります。

その上で、一般論として申し上げれば、国が個別企業の財務情報を公表することについては、財務情報が類推されることで価格交渉等への影響といった競争上の不利益を生じかねないため、そうしたデメリットを上回る公益上の必要性があるかどうか考えていく必要があると思います。

一方で、補助金については、これは既に、一般に、国からの交付の決定を受けて個別法人名が公表されているところでございます。これは、個別企業の財務、税務情報が類推されるという事態が想定されないということで、こういう公表制度を取つてゐる。

一方で、租特についてはそうしたリスクがあるということは申し上げました。

ただ一方、近年、租特の適用額が大きく増加し続けてゐる、こうした状況の変化、あるいは今申し上げた補助金のバランス、こういったことも踏まえながら考えていく必要はあるというふうに思つております。

○階委員 考えていくというのは、これは前向きに検討されるということでいいですか。

○加藤国務大臣 したがつて、先ほど申し上げたデメリットを上回る公益上の必要性があるかどうか考えていくという必要性の中において、そうしたバランスを考えるときにおいて、今申し上げた

近年の租特の適用額は大きく増加をし続けてきて  
いる、こうした状況も勘案をして考えていく必要  
がある、こういう意味であります。

○階委員 三日のこの委員会で、岩谷委員の質問  
に答えて石破総理は、企業・団体献金が政策をゆ  
がめたことはないと思っていますが、世間の人は  
そう思っているならば、そうでないことを証明す  
るのは私どもの举証責任だというふうに答弁され  
ています。

举証責任を果たすのであれば、租特が適用され  
る社名を公表すべきではないですか。お答えくだ  
さい。

○加藤国務大臣 おっしゃる点は一つあるかもし  
れません。

どう申し上げたように、個別企業の税務情報を公表  
するとき、財務情報が類推されて、価格交渉への影  
響といつた競争上の不利益を生じる、こういった  
ことも、これは従前から指摘されているわけであ  
りますから、そこを含めて、まさにデメリットを  
上回る公益上の必要性があるかどうか考えていく  
必要がある、こういうふうに述べているところで  
あります。

○階委員 租特の透明化をすることによって、本  
当に租特が必要なのかどうか、これがよりはつき  
りしてくると思います。

具体的に例を挙げます。

租特の中で減税額が大きなものの一つに、賃上  
げ促進税制があります。昨年度の賃上げ促進税制  
による法人税の減税総額は幾らなのか。前年度よ

り幾ら増えたのか。また、大企業と中小企業に分  
けた場合の減税額はそれぞれ幾らなのか。これは  
通告していません。事務方、もし分かれば、お答  
えいただけませんでしょうか。無理であれば、私  
の方から……

○安住委員長 ちょっと待つて。加藤財務大臣が  
手を挙げています。

○階委員 いいですか。どうぞ。

○加藤国務大臣 賃上げ促進税制適用実績ですが、  
適用件数を全体で見ると、令和五年度は二十五万  
四千四百八十三件で、四年度は二十一万五千二百  
九十四件、適用額は、五年度が七千二百七十八億  
円に対して、四年度は五千百五十億円となつてお  
ります。

必要であれば、大企業、中小企業を申し上げま  
しょうか。

大法人ということではありますが、大法人につい  
ては、適用件数、五年度が五千二百六十八件、四  
年度が四千百十六件、適用額は、五年度が三千三  
百三十七億円、四年度は二千四百九十四億円。中  
小法人等は、適用件数が、五年度が二十四万九千  
二百十五件、四年度が二十一万一千百七十八件、  
適用額は、五年度が三千九百四十一億円、四年度  
が二千六百五十六億円というふうになっています。

○階委員 七千億以上もの減税が行われております。  
半分近くは大企業です。先ほど、赤澤大臣が  
政府として初めて、現在インフレであることを認  
められました。そして、大企業については、史上  
空前の利益を上げているところも多いわけです。

そのような企業でも、今の制度では、3%だけ賃  
上げ促進税制があります。昨年度の賃上げ促進税制  
による法人税の減税総額は幾らなのか。前年度よ

り金を上げていれば10%の減税が受けられる。

さらに、会計検査院も先日問題にしましたけれ  
ども、教育訓練費を僅かでも増やしていれば、更  
に減税が上乗せされて、トータル15%減税とな  
る。そこまで幅広に賃上げ税制の恩恵を及ぼす必  
要はあるのか。

これは、透明化して社名を明らかにすれば、ど  
ういうところに恩恵が行っているか、明らかにな  
りますよ。それを見ると、さすがにそこは自力で  
十分賃上げできるだろうということが私は明らか  
になると思っています。その意味でも透明化すべ  
きなんですよ。

それから、賃上げ税制について、一年前ですけ  
れども財務省が検証を行っています。賃上げ税制  
の適用と労働分配率上昇との因果関係が不明確だ  
ったということを指摘しています。また、賃上げ  
税制の導入が社会全体の賃金上昇につながった根  
拠はなかつたということも指摘しています。

賃上げ促進税制の有効性を基礎づける定量的な  
エビデンスは存在しません。にもかかわらず、七  
千億以上の法人税減税を行う必要性、合理性はな  
いのではないか。財務大臣の答弁を求めます。

○加藤国務大臣 まず、賃上げは、企業収益の動  
向とか雇用情勢等、これも反映しているところで  
ありますので、税制の効果だけ取り上げて定量的  
に申し上げるのは難しいということは御承知のと  
ころだと思います。

そうした制約を踏まえた上で申し上げれば、昨  
年の春季労使交渉における賃上げ率が三十三年ぶ  
りの高水準になるなど、賃上げ促進税制が一定程度

度寄与したとは考えております。

今後とも、賃上げ促進税制を含めた租税特別措置については、EBPMの取組等による客観的データに基づいた実効的な効果検証を広く実施していくことを検討した上で、必要性や政策効果をよく見極めて、透明性の高い議論により税制改正プロセスが進められていくことが重要だと考えております。

実際、今御指摘のありましたように、令和六年税制改正においては、EBPMの観点から令和四年度の申告実績を検証した結果、既存の上乗せ要件の基準をほとんどの適用法人が満たしていることを踏まえ、大企業へのインセンティブを強化するため、一定の大企業について、既存の要件である三%、四%の賃上げを行った場合の控除率を引き下げつつ、段階的に七%の更に高い賃上げ率の要件を創設するなど、めり張りづけを行っているところでございまして、こういった、おっしゃるように、実態を見ながら、今求められている賃上げ、これをしつかり、まず、それが取り組むことのできる大企業そして中小企業においてしつかり取り組んでいただく、こういう取組をするとともに、また、赤字の中小企業においても、賃上げのインセンティブとなる中小企業向けに五年間の繰越控除制度など新たな制度を創設することによって、中小企業においてもそうした取組にしつかり取り組んでいただける、こういう仕組みとしているところであります。

○安住委員長 時間が参りました。

○階委員 黒字の大企業に恩恵が大きい賃上げ促

進税制よりも、赤字の中小企業にも恩恵が及ぶ社会保険料の軽減措置、こちらを優先すべきだということを申し上げて、質問を終わります。  
ありがとうございました。